

## 魚津市告示第17号

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱を次のように定め、公表する。

令和8年2月13日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、魚津市補助金等交付規則(平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出をした法人(以下「事業者」という。)が実施する法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する事業者であって、公募により市長が決定したもの(以下「補助事業者」という。)とする。ただし、公募による事業者の決定が難しいときは、市長が適当と認める方法により補助事業者を決定するものとする。

(1) 事業者が実施する事業が、本市の放課後児童対策の推進に資するものとして市長が特に認めるものであること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けていないこと。

(3) 法人税、消費税、地方消費税及び本市の市税を滞納していないこと。

(4) 規則第4条の2各号のいずれにも該当していないこと。

2 前項本文の公募に当たっては、魚津市放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例（平成26年魚津市条例第18号。以下「条例」という。）第14条第6号に規定する通常の事業の実施地域を指定するものとする。

（補助金の区分及び補助額の算定方法）

第4条 補助金の区分、補助基準額及び対象経費は別表のとおりとする。

2 補助額は、別表に定める区分ごとの補助基準額の合計額、対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額と、総事業費から利用料、寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額を選定した額とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間の途中から事業を開始する場合は、事業を開始する日の属する月から当該日の属する年度の3月31日までとする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 役員名簿（様式第2号）

（2） 放課後児童支援員等名簿（様式第3号）

（3） 児童名簿（様式第4号）

（4） 事業者の概要書（様式第5号）

（5） 定款、寄附行為、団体の会則又は規約等

（6） 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助賃金改善計画書（様式第6号）

（7） 放課後児童クラブ環境改善事業所要額調書（様式第6号の2）

（8） 小規模放課後児童クラブ支援事業所要額調書（様式第6号の3）

（9） 事業計画書（様式第7号）

（10） 収支予算書（様式第8号）

（11） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 補助事業（補助事業者が実施する事業をいう。以下同じ。）の開始から6年以上継続して事業を実施すること。
- ( 2 ) 法第34条の8第2項に定める届出の内容又は補助事業に係る予算若しくは事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を受けること。
- ( 3 ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- ( 4 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- ( 5 ) 条例で定める基準を遵守すること。
- ( 6 ) 放課後児童健全育成事業所（条例第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。以下同じ。）を年間250日以上開所すること。
- ( 7 ) 一の支援の単位（条例第10条第4項に規定する支援の単位をいう。以下同じ。）を構成する児童の数が10人以上であること。ただし、厚生労働大臣が当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると認めた場合は、この限りでない。
- ( 8 ) 政治的又は宗教的な活動を伴わないこと。
- ( 9 ) 市長からの報告の要求、又は市職員による事務所等への立入り、帳簿書類その他の物件の検査、若しくは関係者への質問に協力すること。
- ( 10 ) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）」に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- ( 11 ) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- ( 12 ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- ( 13 ) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税

及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(14) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(15) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益（繰越金を含む。）が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に関し、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業の完了後においても従うべき事項を含むものとする。

（変更承認の申請等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書（様式第10号。以下「変更交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助額が変更となる場合には、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により通知する。

3 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条第1項第3号の規定による承認を受けようとするときは、魚津市放課後児童健全育成事業（中止・廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者が実績報告を行うときは、市長が定める期日までに魚津市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（様式第13号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助賃金改善実績報告書（様式第14号）

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業実績額調書（様式第14号の2）

(3) 小規模放課後児童クラブ支援事業実績額調書（様式第14号の3）

(4) 事業報告書（様式第15号）

(5) 収支決算書（様式第16号）

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
( 額の確定 )

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、実地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定に基づき、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付額確定通知書(様式第17号)により補助事業者へ通知する。

( 補助金の請求及び交付 )

第12条 補助事業者が、規則第14条の2の規定により補助金の交付を受けようとするときには、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、規則第14条の2ただし書の規定により補助金を概算払することができる。

3 補助事業者が、前項の規定により補助金の概算払を請求するときは、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金概算払請求書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

( 決定の取消 )

第13条 市長が、補助事業者が第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項又は規則第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により、補助事業者へ通知する。

( 返還請求 )

第14条 市長は、補助事業者に対して前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、規則第16条第1項又は第2項の規定による返還請求を、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金返還請求書(様式第21号)により行う。

2 市長は、第11条に規定する補助額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を求めるものとする。

( 調査又は報告 )

第15条 市長は、補助金の適正な執行の確認等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業に関する書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

( 補助金の終了 )

第16条 補助金の財源とする国及び富山県の補助制度が廃止されたときは、その廃止前にした補助金の決定を除き、新たな補助金の交付は、行わないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表

区分		補助基準額	対象経費
運営基本補助	基本補助	(1) 年間平均登録児童数 1人以上19人以下 2,794,000円 - (19人 - 年間平均登録児童数) × 30,000円 (2) 年間平均登録児童数 20人以上35人以下 5,117,000円 - (36人 - 年間平均登録児童数) × 27,000円 (3) 年間平均登録児童数 36人以上45人以下 5,117,000円 (4) 年間平均登録児童数 46人以上70人以下 5,117,000円 (年間平均登録児童数 - 45人) × 85,000円 (5) 年間平均登録児童数 71人以上 2,917,000円	人件費 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃貸料 備品購入費
	開所日数加算補助	(1) 1日8時間以上開所する事業所 (年間開所日数 - 250日) × 21,000円	飲食物費を除く。
	長時間開所加算補助	(1) 平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 449,000円 (2) 長期休暇分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000円	
放課後児童支援員等処遇改善(月額9,000円相当改善)加算補助	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円 × 賃金改善対象者数( ) × 事業実施月数  「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員に、1月当たりの勤務時間を就業規則等で定めた常勤の1月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費	
放課後児童クラブ環境改善事業	(1) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子ども教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (2) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 (3) 開所準備経費を含まない場合((1)及び(2)を除く。) 1,000,000円 (4) 開所準備経費を含む場合((1)及び(2)を除く。) 1,600,000円	放課後児童クラブ環境改善事業に必要な経費	
小規模放課後児童クラブ支援事業	1支援の単位当たり年額697,000円	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	

備考

- 1 補助基準額は、1支援の単位当たり年額とする。

- 2 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、区分ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

魚津市長 宛

所在地  
名称  
〔法人は施設名も  
記入すること〕  
代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

標記補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額（年額） \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

申請額内訳	総事業費 【A】	利用料・寄 付金等収入 【B】	差引額 【A】-【B】 【C】	補助基準額 【D】	対象経費の 支出予定額 【E】	補助所要額 【F】
運営基本補助						
基本補助						
開所日数加算補助						
長時間開所加算補助						
処遇改善事業加算補助						
放課後児童クラブ環境改善事業						
小規模放課後児童クラブ支援事業						
合 計						

【D】には、交付要綱の別表に定める補助基準額を記入すること。

【F】には、【C】 【D】 【E】を比較して、最も少ない額を記入すること。

申請額には、【F】合計を記入すること。

2 対象児童数 計 \_\_\_\_\_ 人【各月初日の登録児童数の計÷12（小数点以下切上げ）】

(単位：人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数												

※週の開所日全てを利用しない登録児童がいる場合は、国の算定方法に準じて記入すること。

3 開所日数・時間等 計 \_\_\_\_\_ 日

内訳	開所時間		開所日数
平日	～	時間	日
夏休み	～	時間	日
冬休み	～	時間	日
春休み	～	時間	日
土曜日	～	時間	日
日曜日	～	時間	日
祝日	～	時間	日
振替休日等	～	時間	日

4 添付書類（該当がない場合は提出不要）

- (1) 役員名簿（様式第2号）
- (2) 放課後児童支援員等名簿（様式第3号）
- (3) 児童名簿（様式第4号）
- (4) 事業者の概要書（様式第5号）
- (5) 定款、寄附行為、団体の会則又は規約等
- (6) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助賃金改善計画書（様式第6号）
- (7) 放課後児童クラブ環境改善事業所要額調書（様式第6号の2）
- (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業所要額調書（様式第6号の3）
- (9) 事業計画書（様式第7号）
- (10) 収支予算書（様式第8号）

## 役員名簿

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

年      月      日現在

No.	役職名	氏名	住所	電話番号	兼務する他の団体等の 名称及び役職
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

放課後児童支援員等名簿

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

年 月 日現在

No.	支援員資格の有無	氏名	生年月日	年齢	住所	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

児童名簿

事業者名

施設名

- ・利用日数の欄は、登録時における「週の利用日数」を記入すること。
- ・児童の利用日数に応じて、補助金上の対象児童数が変動することに留意すること。

年 月 日現在

No.	氏名	小学校名	学年	住所（市名は省略）	保護者名	電話番号	利用日数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

児童名簿

事業者名

施設名

- ・利用日数の欄は、登録時における「週の利用日数」を記入すること。
- ・児童の利用日数に応じて、補助金上の対象児童数が変動することに留意すること。

年 月 日現在

No.	氏名	小学校名	学年	住所（市名は省略）	保護者名	電話番号	利用日数
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

児童名簿

事業者名

施設名

- ・利用日数の欄は、登録時における「週の利用日数」を記入すること。
- ・児童の利用日数に応じて、補助金上の対象児童数が変動することに留意すること。

年 月 日現在

No.	氏名	小学校名	学年	住所（市名は省略）	保護者名	電話番号	利用日数
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							



**放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助  
賃金改善計画書**

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：

**1. 補助額**

① 事業実施期間	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> ~ 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>
② 補助基準額（年度）	円 <input type="text"/>

**2. 賃金改善額**

年度	
③ 賃金改善見込額	円 <input type="text"/>
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円 <input type="text"/>
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円 <input type="text"/>
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	<input type="text"/>
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	<input type="text"/>

※着色セルについて記入すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年  月  日

放課後児童クラブ名（支援単位名）：

代表者名：

### 賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名） \_\_\_\_\_

（ 年度）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額（③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善見込額（年度の総額）		⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善見込額	⑮備考
						⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値			⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他			
1				11,000円			時間					円			
2				11,000円			時間					円			
3				11,000円			時間					円			
4				11,000円			時間					円			
5				11,000円			時間					円			
6				11,000円			時間					円			
7				11,000円			時間					円			
8				11,000円			時間					円			
9				11,000円			時間					円			
10				11,000円			時間					円			
11				11,000円			時間					円			
12				11,000円			時間					円			
13				11,000円			時間					円			
14				11,000円			時間					円			
15				11,000円			時間					円			
合計					人			人	月	円	円	円	円		



小規模放課後児童クラブ支援事業所要額調書

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

1 補助所要額

(単位：円)

対象経費の 支出予定額 【A】	寄付金 その他収入 【B】	差引額 【C】	補助基本額 【D】	補助上限額 【E】	補助所要額 【F】

【A】には、2一覧の合計(税込)を記入すること。

【C】には、【A】から【B】を減じた額を記入すること。

【D】には、【C】に3/4を乗じた額を記入すること。(1,000円未満は切り捨て)

【E】には、交付要綱第4条第1項及び第2項に基づき魚津市が算出した額を記入すること。

【F】には、【D】と【E】を比較して、少ない額を記入すること。



## 収支予算書

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

事業期間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

（収入）

項 目	金 額（円）	説 明
(1) 魚津市補助金		
(2) 保護者負担金		
入会金		
利用料		
実費（おやつ代・教材費等）		
その他（保険料など）		
(3) 前年度繰越金		
(4) その他（寄付金など）		
(5) その他（                    ）		
(6) その他（                    ）		
(7) 収入合計（1）～（6）		

（支出）

項 目	金 額（円）	説 明
(1) 人件費		
常勤職員分		
非常勤職員分		
障害児受入職員配置経費		
処遇改善実施経費		
その他		
(2) 管理運営費		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
予備費		
その他		
(3) 児童処遇費		
おやつ代		
教材費		
その他		
(4) その他		
(5) 支出合計（1）～（4）		

様式第9号(第7条関係)

こ第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

交付決定額 円

魚津市長 宛

所在地  
 名 称  
 ( 法人は施設名も  
 記入すること )

代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書

年 月 日に交付決定を受けた標記補助金の補助対象事業費に変更がありましたので、  
 下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更交付額

(1) 変更交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 交付決定済額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 差引（追加交付金額） \_\_\_\_\_ 円

申請額内訳	総事業費 【A】	利用料・寄 付金等収入 【B】	差引額 【A】 - 【B】 【C】	補助基準額 【D】	対象経費の支 出予定額 【E】	補助所要額 【F】
運営基本補助						
基本補助						
開所日数加算補助						
長時間開所加算補助						
処遇改善事業加算補助						
放課後児童クラブ環境改善事業						
小規模放課後児童クラブ支援事業						
合 計						

【D】には、交付要綱の別表に定める補助基準額を記入すること。  
 【F】には、【C】 【D】 【E】を比較して、最も少ない額を記入すること。  
 変更交付申請額には、【F】合計を記入すること。

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類 収支予算書（様式第8号）  
 ※変更後の収支予算額を記載すること。

様式第 11 号 ( 第 9 条関係 )

こ第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

変更交付決定額	円
( 既交付決定額	円 )

年 月 日

魚津市長 宛

所在地  
名 称  
〔 法人は施設名も  
記入すること 〕  
代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、次のとおり補助事業等を（中止・廃止）したいので、魚津市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱第9条第3項の規定により申請します。

1 補助事業等の名称

2 変更の内容

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）予定年月日 年 月 日

5 添付書類

魚津市長 宛

所在地  
 名称  
 （法人は施設名も  
 記入すること）  
 代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書

標記補助金に係る事業実績について、次のとおり報告します。

記

1 交付確定を受けたい額 \_\_\_\_\_ 円

申請額内訳	総事業費 【A】	利用料・寄 付金等収入 【B】	差引額 【A】-【B】 【C】	補助基準額 【D】	対象経費の 支出予定額 【E】	補助所要額 【F】	交付決定額 【G】
運営基本補助							
基本補助							
開所日数加算補助							
長時間開所加算補助							
処遇改善事業加算補助							
放課後児童クラブ環境改善事業							
小規模放課後児童クラブ支援事業							
合計							

【D】には、交付要綱の別表に定める補助基準額を記入すること。

【F】には、【C】 【D】 【E】を比較して、最も少ない額を記入すること。

交付確定を受けたい額は、【F】合計と【G】を比較し、少ない額となる。

2 対象児童数 計 \_\_\_\_\_ 人【各月初日の登録児童数の計÷12（小数点以下切上げ）】

(単位：人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数												

週の開所日全ての利用を前提としない登録児童がいる場合は、国の算定方法に準じて記入すること。

3 開所日数・時間等 計 \_\_\_\_\_ 日

内訳	開所時間		開所日数
平日	～	時間	日
夏休み	～	時間	日
冬休み	～	時間	日
春休み	～	時間	日
土曜日	～	時間	日
日曜日	～	時間	日
休日	～	時間	日
振替休日等	～	時間	日

4 添付書類

- (1) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助賃金改善実績報告書（様式第14号）
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業実績額調書（様式第14号の2）
- (3) 小規模放課後児童クラブ支援事業実績額調書（様式第14号の3）
- (4) 事業報告書（様式第15号）
- (5) 収支決算書（様式第16号）
- (6) その他報告に必要な書類

**放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）加算補助  
賃金改善実績報告書**

放課後児童クラブ名（支援の単位名）：

**1. 補助額**

① 事業実施期間	年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> ~ 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/>
② 補助基準額（ <input style="width: 50px;" type="text"/> 年度）	円 <input style="width: 100px;" type="text"/>

**2. 賃金改善額**

年度	
③ 賃金改善額	円 <input style="width: 100px;" type="text"/>
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円 <input style="width: 100px;" type="text"/>
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円 <input style="width: 100px;" type="text"/>
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

※着色セルについて入力ください。無色のセルは数式により自動入力されます。

※賃金改善前後の「賃金を定める規定」及び、「賃金台帳」を併せて提出ください。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年  月  日

放課後児童クラブ名（支援単位名）：

代表者名：

### 賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名） \_\_\_\_\_

（ 年度）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）		⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額（③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善額（年度の総額）			⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善額	⑮備考
						⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数			⑦常勤換算値	⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他			
1				11,000円			時間								
2				11,000円			時間								
3				11,000円			時間								
4				11,000円			時間								
5				11,000円			時間								
6				11,000円			時間								
7				11,000円			時間								
8				11,000円			時間								
9				11,000円			時間								
10				11,000円			時間								
11				11,000円			時間								
12				11,000円			時間								
13				11,000円			時間								
14				11,000円			時間								
15				11,000円			時間								
合計					人			人	月	円	円	円	円		



小規模放課後児童クラブ支援事業実績額調書

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

1 補助所要額

(単位：円)

対象経費の 実支出額 【A】	寄付金 その他収入 【B】	差引額 【C】	補助基本額 【D】	補助上限額 【E】	補助所要額 【F】

【A】には、2一覧の合計(税込)を記入すること。

【C】には、【A】から【B】を減じた額を記入すること。

【D】には、【C】に3/4を乗じた額を記入すること。(1,000円未満は切り捨て)

【E】には、交付要綱第4条第1項及び第2項に基づき魚津市が算出した額を記入すること。

【F】には、【D】と【E】を比較して、少ない額を記入すること。

## 事業報告書

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

### 1 事業内容

主 旨			
対象児童	魚津市内に居住する小学校就学児童		
運営主体			
事業期間			
保護者負担金	学校 期間中	利用料として1人当たり月額	円
		おやつ代等実費として1人当たり月額	円
		その他（ _____ ）1人当たり月額	円
		その他（ _____ ）1人当たり月額	円
	夏休み等 長期休暇	利用料として1人当たり月額	円
		おやつ代等実費として1人当たり月額	円
		その他（ _____ ） 1人当たり月額	円
		その他（ _____ ） 1人当たり月額	円
活動場所 電話番号	施設名 _____ 住所 _____ 電話 _____		
活動内容 ※該当項目 にチェック すること	<input type="checkbox"/> 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 <input type="checkbox"/> 遊びの活動への意欲と態度の形成 <input type="checkbox"/> 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上 <input type="checkbox"/> 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡 <input type="checkbox"/> 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 <input type="checkbox"/> その他児童の健全育成上の必要な活動 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		

### 2 行事報告

実施月	行 事 名	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

収支決算書

事業者名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

事業期間 \_\_\_\_\_

			うち魚津市補助金（A）
1 総収入額	_____ 円	(	_____ 円 )
2 総支出額	_____ 円	(	_____ 円 )

補助金確定額（A－B） \_\_\_\_\_ 円

（総収入額内訳）

項 目	金 額（円）	説 明
(1) 魚津市補助金		<b>【受領日及び金額】</b> 受領日（      年 月 日）      円 受領日（      年 月 日）      円 受領日（      年 月 日）      円 受領日（      年 月 日）      円
(2) 保護者負担金		
入会金		
利用料		
実費（おやつ代・教材費等）		
その他（保険料など）		
(3) 前年度繰越金		
(4) その他（寄付金など）		
(5) その他（                      ）		
(6) その他（                      ）		
収入合計（1）～（6）		

（総支出額内訳）

項 目	金 額（円）			説 明
	支出額	利用料・寄付金等	補助金額	
(1) 人件費				
常勤職員等給料				
非常勤職員給料				
障害児受入職員配置経費				
処遇改善実施経費				
その他				
(2) 管理運営費				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
予備費				
その他				
(3) 児童処遇費				
おやつ代				
教材費				
その他				
(4) 次年度繰越金				
(5) 積立金				(使用目的)
(6) 戻入額				
(7) その他				
支出合計（1）～（7）				

様式第 17 号 ( 第 11 条関係 )

こ第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

確定額

円

魚津市長 宛

所在地  
名 称  
〔法人は施設名も  
記入すること〕  
代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により、交付額の確定通知を受けた標記補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

銀行名		支店名	
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

魚津市長 宛

所在地

名 称

〔法人は施設名も  
記入すること〕

代表者職氏名

魚津市放課後児童健全育成事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により、交付決定通知を受けた標記補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 概算払請求理由

3 振込先

銀行名		支店名	
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 20 号（第 13 条関係）

こ第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定を行った補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、決定を取り消したので通知します。

様式第 21 号 ( 第 14 条関係 )

こ第 号  
年 月 日

様

魚津市長



魚津市放課後児童健全育成事業費補助金返還請求書

年 月 日付で交付の決定を通知した補助金について、魚津市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり返還を求めるとの通知をいたします。

記

返還請求額

円